

小学校教員としての実務経験を基に、上位免許状を取得したい方 (小学校教諭2種免許状)

免許状の種類

- 小学校教諭2種免許状

根拠規定

- 免許法別表第3備考第7号

取得方法

- 小学校助教諭免許状を有する方が、小学校教員としての在職年数と必要な単位を修得し、小学校教諭2種免許状を取得する方法は、〈表13〉のとおりです。

<表13>

取得しようとする免許状		小学校教諭2種免許状								
所 要 格	有することが必要な免許状		小学校助教諭免許状							
	在職年数		6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年
	最低修得単位数の合計 (7)+(イ)+(ウ)+(エ)		45単位	40単位	35単位	30単位	25単位	20単位	15単位	10単位
選択科目(注)の3参照		最低修得単位数(ア)	10単位	9単位	8単位	7単位	5単位	2単位	—	—
欄	科目	含めることが必要な事項								
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	1科目以上 (注)の4参照	1科目以上 (注)の4参照	1科目以上 (注)の4参照	1科目以上 (注)の4参照	1科目以上 (注)の4参照	1科目以上 (注)の4参照	1科目以上 (注)の4参照	1科目以上 (注)の4参照
		最低修得単位数(イ)	4単位	4単位	3単位	3単位	2単位	2単位	1単位	1単位
第3欄	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	10単位以上 (注)の5参照	8単位以上 (注)の5参照	6単位以上 (注)の5参照	6単位以上 (注)の5参照	4単位以上 (注)の5参照	4単位以上 (注)の5参照	2単位以上 (注)の5参照	2単位以上 (注)の5参照
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	1単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上	1単位以上
第4欄	教育の基礎的 理解に関する科目	3事項について各1単位以上 (注)の6参照	3事項について各1単位以上 (注)の6参照	2事項以上各1単位以上 (注)の6参照	2事項以上各1単位以上 (注)の6参照	2事項以上各1単位以上 (注)の6参照	左の事項から選択	左の事項から選択	左の事項から選択	
		必須ではない (注)の7参照	必須ではない (注)の7参照	必須ではない (注)の7参照	必須ではない (注)の7参照	必須ではない (注)の7参照				
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2単位以上 必須ではない (注)の7参照 2単位以上 1事項以上 1単位以上 左のすべての事項にわたること	2単位以上 必須ではない (注)の7参照 2単位以上 1事項以上 1単位以上 2事項以上 各1単位以上	2単位以上 必須ではない (注)の7参照 2単位以上 1事項以上 1単位以上 2事項以上 各1単位以上	1単位以上 必須ではない (注)の7参照 2単位以上 各1単位以上 2事項以上 各1単位以上 2事項以上 各1単位以上	左の事項から選択	左の事項から選択	左の事項から選択	
		2単位以上 1事項以上 1単位以上	2単位以上 1事項以上 1単位以上	1単位以上 2事項以上 各1単位以上	1単位以上 2事項以上 各1単位以上					
		最低修得単位数(ウ)	29単位	25単位	22単位	18単位	17単位	15単位	13単位	8単位
第6欄	大学が独自に設定する科目 最低修得単位数(エ)		2単位	2単位	2単位	2単位	1単位	1単位	1単位	1単位

(注)

- 1 在職年数は、小学校助教諭免許状を取得した後の小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部を含む。）での実務に限ります。
- 2 修得単位は、小学校助教諭免許状を取得した後に修得した単位に限ります。
- 3 「選択科目」は第2欄、第3欄及び第4欄の科目の中から修得、または一般教育科目等の群馬県教育委員会が認める科目から修得するものとし、幅広く深い教養を身につけるよう努めてください。
- 4 「教科に関する専門的事項」の単位修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち、1以上の科目について修得してください。
- 5 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」については、音楽、図画工作又は体育のうち2教科以上を含む必要があります。
- 6 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」については、同欄の事項「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」とあわせて単位の修得でもかまいません。
- 7 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」、「総合的な学習の時間の指導法」の単位の修得にあっては必須ではありませんが、修得した場合は、それぞれの欄の単位として含めることができます。